



# シュンデンタルタイムズ 12

2024

## 今月の特集

## 保険診療と自由診療

日本は、国民健康保険制度により誰もが適切な医療を受けられるように、多くの治療が保険診療になっていますが、インフルエンザやコロナのワクチンのように自由診療になっているものも多くあります。

健康保険で行う治療は、最低限の治療だからいい治療ではないという方もいますが、**保険治療が決して悪いとは言えません。**保険治療でも素晴らしい治療方法は数多くあります。

歯科の自由診療で代表的なものとして、インプラント治療や矯正歯科治療、審美歯科治療が挙げられます。

例えば、矯正歯科治療はどうして保険治療ではないのか？歯並びを治すのだから保険ではないのか？と考えられる方もいるでしょう。

実は、矯正歯科治療では、**特定の場合に限り保険診療**になることがあります。

- 1 「別に厚生労働大臣が定める疾患」に起因した**咬合異常**に対する矯正歯科治療
- 2 前歯及び小臼歯の永久歯のうち**3歯以上**の萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）に対する矯正歯科治療
- 3 **顎変形症**（顎離断等の手術を必要とするものに限る）の手術前・後の矯正歯科治療

上記 **1** ～ **3** は見た目の改善が主訴ではないため**保険適用**となりますが、それ以外の矯正歯科治療は、審美歯科（歯や口元の美しさに焦点を当てた総合的な歯科治療）治療として考えられているため、自由診療となります。

例えるなら、毎日使うスマホを購入するときに、デザイン性は特に考えず、スマホの機能を持っている安価なスマホを購入するのが保険治療。デザイン性の高い高性能のスマホを購入するのが自由診療と考えるのはいかがでしょう。

この記事を書いている段階で、新品で最も安いスマホは、13,883円でした。

AppleのiPhone16Proだと159,800円でした。価格差は145,917円です。どちらも同じスマホなのですが、高いiPhone16Proの方が売れているのは、毎日使うものだからいいものという考えも働いているようです。歯も同じです。毎日使っています。

このことから、**自由診療を選択するというのは、決して無駄遣いではないと言えるかもしれません。**

例



安価なスマホ購入

保険治療



デザイン性の高い高性能のスマホ

自由診療

例

新品で  
最も安いスマホ

13,883円

Appleの  
iPhone16Pro

159,800円

差額は…

145,917円



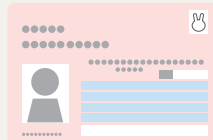
スマホも歯も  
どちらも毎日使うもの



## マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)

虫歯などの治療や、歯周病治療など健康保険の治療で十分というものも数多くあります。その保険治療を行うために毎回の提示をお願いしている保険証ですが、「マイナ保険証」というものが導入されるというのは、TVなどですでにご存知のことと思います。

### マイナ保険証



### 2024年12月2日に現行の健康保険証の新規発行は停止されます。

※現行の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

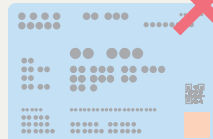
保険証に有効期限の記載がない場合：**2025年12月1日まで**

保険証に有効期限の記載がある場合：**記載されている有効期限まで**

※国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合、多くは2025年7月か8月が有効期限です。

### 新規発行停止

現行の健康保険証



### マイナンバーカードを持っていない場合

マイナンバーカードがない場合や、持っても健康保険証として登録していない場合は、加入している医療保険者(勤務先や各自治体など)から「資格確認書」が無償で交付されます。

原則、申請は不要で、有効期限は最長5年の範囲内で各保険者が設定します。

### マイナ 保険証で できること

マイナ保険証を利用することで、医療機関への通院時に便利になることがあります。

- ① 顔認証で受付が自動化
- ② 正確なデータに基づく診療・薬の処方
- ③ 医療費の支払い時、限度額以上の場合の一時支払いが不要

特に②については、薬のオーバードーズ(過剰摂取)が問題になっている昨今、重複した処方が医療機関でわかるようになり、余分な薬をもらわなくて済むことや、過剰摂取を防止できるというメリットがあります。

また③は、今まで、先払いしていた高額医療費を協会けんぽなどに、健康保険高額療養費支給申請書を提出し、支払い限度額との差額を返金してもらうという手間がかかりましたが、高額療養費の支払い限度額がすでにカード情報に設定されているため、限度額を超えた時はその時点で支払いをしなくて良いという利点があります。

マイナ保険証には、皆さま様々なお考えをお持ちだと思いますが、保険医療を行う医療機関としては、その方針に従わざるを得ません。皆さまのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

## シュンデンタルクリニック

〒041-0802 北海道函館市石川町 461-38 TEL 0138-47-3737

<http://shundc.jp/>